

被扶養者の恒常的な収入の限度額について、令和5年4月1日から、次のように変更されます。

年額130万円未満であること

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、年額180万円未満であること

- (1) 障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者  
(例：障害厚生年金・障害基礎年金・障害共済年金等の受給権を有する者)
- (2) 60歳以上

この変更により、令和5年4月1日に被扶養者の要件を満たす方について、被扶養者の認定申告を行う場合は、勤務先の共済事務担当課を通して被扶養者申告書による申告手続が必要です。

例：60歳以上で、収入が給与のみであり、令和5年3月までの時点において、給与月額が108,334円以上150,000円未満であり、令和5年4月1日以降も同程度の金額である場合

- ※ アルバイトやパート等の給与収入がある場合、年額ではなく月額で判断するほうが実情に即しているため、引き続き、月額で判断します。(年額130万円未満→月額108,334円未満・年額180万円未満→月額150,000円未満)
- ※ この度の変更は収入についてのみのものですので、別居等でその他の要件を満たさない方や、組合員による生計維持が認められない方については、従前どおり被扶養者として認定されませんのでご注意ください。
- ※ 令和5年4月1日認定となるための被扶養者申告書等の提出期限について  
令和5年5月1日(月)勤務先の共済事務担当課の受付分までが対象となります。受付が「令和5年5月2日」以降となった申告書については受付日による認定となりますのでご注意ください。